

江戸川区では、区内のものづくり企業が操業環境を整備し、将来にわたり
区内で事業を継続していただくための助成事業を行っております

<p>事業名</p>	<p>江戸川区ものづくり企業地域共生推進支援事業 東京都「都内ものづくり企業地域共生推進支援事業費補助金」を活用</p>
<p>助成対象者</p>	<p>区内に本社および工場を有する中小製造事業者 製造業、機械修理業その他これに準ずると江戸川区長が認める事業を営む者で1年以上操業している中小企業者で、次の要件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内に本社（個人にあっては住所及び主たる事業所）及び工場を有するもの ・前年度の法人住民税及び法人事業税を滞納していないこと （個人事業者の場合は住民税及び個人事業税を完納し、開業届の写し、又は、直近の確定申告書の写しが必要です。） Bの場合は上記に加えて、固定資産税を滞納していないこと ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
<p>助成対象事業</p>	<p>工場の操業環境の改善（防音・防振・防臭対策等）に資する事業</p>
<p>助成対象経費</p>	<p>工場の操業環境の改善を目的とした施設・設備の整備（改修・設置）に係る経費</p> <p>（例） 壁補強等、操業時の騒音・振動対策に必要な整備 生産事業（生産・加工・組立）の工程上必要な設備で建物に付帯するものの整備 排煙設備、空調設備の整備</p> <p>（注） 関係法令（建築基準法・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等）に係る手続きを行うこと 住宅等との一体的な改修工事の場合は、工場部分のみを助成対象とする 外注先、調達先は区内企業の活用を積極的に検討すること 手形、小切手又はクレジットカードで支払った経費は助成対象外とする 間接経費（消費税、振込手数料、運送料、交通費、通信費、光熱費等）は対象になりません。 設備の整備を実施した場合は、事業期間内に既存設備の処分が必要です。 既存の設備の処分により収入がある場合は、収入額から消費税分を除いた額を、補助対象経費から除きます。</p>
<p>助成率・限度額</p>	<p>助成対象経費の4分の3以内 上限額 375万円 助成対象経費総額が100万円以上のもの（消費税は除く）</p>
<p>事務のながれ</p>	<p><u>申請書類のご提出前に、助成内容等についてお問い合わせください。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請書類提出 必ず事業の実施前に下記窓口にご持参ください。 （申請書類は区ホームページからダウンロードできます。） (2) 助成金交付決定（助成金交付決定通知書を送付します。） (3) 事業の実施 (4) 助成金実績報告書提出 下記窓口にご持参ください。 (5) 助成金額の確定（助成額確定通知書を送付します。） (6) 助成金交付請求書提出 (7) 助成金の交付（ご指定の口座に振り込みます。）
<p>お問い合わせ先 （受付窓口）</p>	<p>江戸川区産業経済部経営支援課 相談係（江戸川区役所 東棟1階） 電話 03-5662-0525</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <input style="width: 100%; height: 20px; margin-right: 5px;" type="text" value="江戸川区ものづくり企業地域共生推進支援事業"/> <input style="width: 50px; height: 20px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black; margin-left: 5px;" type="button" value="検索"/> </div> 